

令和5年度第1回唐津地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 程 令和5年6月26日（月）

時 間 14時から

場 所 唐津市役所 4階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 案

第1号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会決算及び監査について

第2号 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画について

第3号 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議予算について

第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

4 報告事項

利便増進実施計画の中間報告について

5 その他

6 閉 会

唐津地域公共交通活性化協議会 委員一覧

敬称略

	所 属	役 職 等	氏 名	備 考
1	唐津市	副市長	脇山 秀明	
2	学識経験者	学識経験者	井上 信昭	
3	唐津地区行政連絡員会	副会長	安岡 一徳	
4	地域まちづくり会議（浜玉地区）	委員	吉村 悦子	
5	唐津市民生・児童委員連絡協議会	民生委員	吉村 みつ子	
6	唐津市相知地区行政連絡員会	副会長	松本 伸之	新委員
7	唐津市北波多女性ネットワーク「未来」	会長	合田 富士子	
8	唐津市食生活改善推進協議会 肥前支部	支部長	江川 千代美	
9	唐津上場商工会	女性部長	古舘 日登美	
10	呼子地区行政連絡員会	代表	谷口 博憲	
11	七山地区行政連絡員会	大白木行政連絡委員	中村 直樹	新委員
12	唐津市地域婦人連絡協議会	副会長	中武 友子	
13	唐津地区PTA連合会	顧問	緒方 哲哉	
14	唐津市老人クラブ連合会	会長	峯 信廣	
15	唐津地区小中学校校長部会	会長 (久里小学校)	宮本 克一	新委員
16	唐津商工会議所	専務理事	山下 正美	
17	唐津上場商工会	会長	坂本 金満	
18	佐賀県旅客船協会	会長	中道 清成	
19	唐津市社会福祉協議会	事務局長	横山 敬司	
20	佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生	新委員
21	昭和自動車株式会社 乗合事業部	副部長	小島 裕之	
22	昭和バス労働組合	執行委員長	中島 栄治	
23	九州地方整備局佐賀国道事務所	計画課長	藤本 知法	新委員
24	佐賀県地域交流部 さが創生推進課	係長	坂井 歩美	
25	佐賀県唐津土木事務所	所長	岸川 俊介	
26	唐津警察署	交通課長	千早 昭平	
27	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部	運輸課長	佐野 嘉彦	
28	特定非営利活動法人 通院送迎サービスふれあい	理事	奥村 文枝	
29	株式会社 玄海タクシー	代表取締役	楠田 愁一郎	
30	玄海町民生委員・児童委員協議会	民生児童委員	伊藤 くみ子	
31	玄海町区長会	新田区長	鬼木 茂信	新委員
32	玄海町社会福祉協議会	事務局長	渡邊 藤江	
33	玄海町	防災安全課長	日高 大助	
34	協議会が必要と認める者 公共交通所管	政策部長	濱口 智	新役員

オブザーバー

	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	牟田 嘉伊座	
--	-------------	-----------	--------	--

任期：委嘱の日から令和6年5月28日

令和5年度 第1回唐津地域公共交通活性化協議会

日時:令和6年6月25日(火)14:00

場所:唐津市役所 4階大会議室

議案

第1号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

第2号 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

第3号 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会予算(案)

第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

第5号 唐津地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について

【議案第1号】 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

収 入

単位:円 支 出

単位:円

区分		令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	備 考
負担金	唐津市	3,757,000	3,684,580	△ 72,420	前期:377,232円 後期:3,307,348円
	玄海町	364,000	318,206	△ 45,794	前期:212,232円 後期:105,974円
補助金	国庫補助金	906,000	906,400	400	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		5,027,000	4,909,186	△ 117,814	

区分		令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	備 考
会議運営費	報償費	455,000	358,400	△ 96,600	委員謝金 第1回:129,700円 第2回:107,700円 第3回:115,500円 監査:5,500円
	旅費	25,000	12,000	△ 13,000	委員交通費 第1回:4,800円(2名分) 第2回:2,400円(1名分) 第3回:4,800円(2名分)
事務局費	需用費	60,000	59,960	△ 40	コピー用紙、ボールペン、ボールペン替え芯、ラベルシール
	役務費	49,000	44,946	△ 4,054	切手代:84円×33枚×3回 レターパック:370円×33枚×3回
事業費	委託料	4,438,000	4,433,880	△ 4,120	唐津地域公共交通利便増進 実施計画策定業務: 4,433,880円
計		5,027,000	4,909,186	△ 117,814	

令和4年度監査報告について

令和4年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和4年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和5年 5月 22日

監事 安岡一徳 

令和4年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和4年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和5年 5月 24日

監事 日高大助 

【議案第2号】 令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

（1）業務名

唐津地域公共交通利便増進実施計画策定事業

（2）内容

令和4年3月に策定した「唐津地域公共交通計画」に基づき、計画の基本方針や目標、取り組みの内容を踏まえ、具体的なバス路線の再編内容や地域の利用状況に応じた交通モードの転換などについての実施計画を作成する。令和4年度に策定予定だったが、2024年問題に伴い、路線の再編を含めた計画を再度検討しなければならなくなったため、令和5年度までに継続して策定。

（3）事業費（予算）

金3,520,000円

（4）計画策定業務の委託

協議会でR5予算・事業計画承認後、利便増進計画を策定

令和5年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

内 容		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
唐津地域公共交通活性化協議会		R5予算承認				中間報告				新計画承認	
計 画 策 定 業 務 委 託											
現 状 把 握 ・ 課 題 整 理											
移 動 実 態 調 査 ・ ニ ー ズ 把 握											
	ヒ ア リ ン グ										
	交通事業者ヒアリング										
計 画 案 の 作 成											

【議案第3号】 令和5年度 唐津地域公共交通活性化協議会予算(案)

収 入 単位:千円

区分		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	備 考
負担金	唐津市	3,757	3,889	132	
	玄海町	364	203	△ 161	
補助金	国庫補助金	906	0	△ 906	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		5,027	4,092	△ 935	

支 出 単位:千円

区分		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	備 考
会議運営費	報償費	455	439	△ 16	
	旅費	25	25	0	
事務局費	需用費	60	60	0	コピー用紙500円×50冊 カラーインク 2,000円×5色×3個 封筒 500円×10冊
	役務費	49	48	△ 1	切手代 84円×(33名×4回) レターパック370×33名×3回
事業費	委託料	4,438	3,520	△ 918	唐津地域公共交通利便増進実施計画策定業務
計		5,027	4,092	△ 935	

【議案第4号】 地域内フィーダー系統確保維持計画について

6

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（令和6年度まで）

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

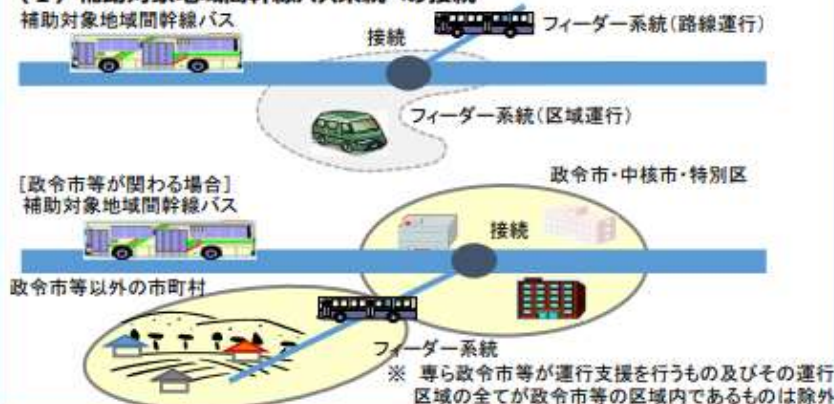
1 / 2

○ 主な補助要件

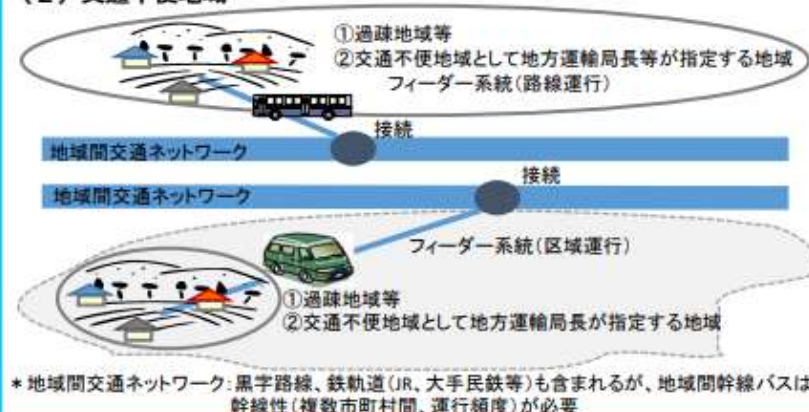
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上であること
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

（1）補助対象地域間幹線バス系統への接続

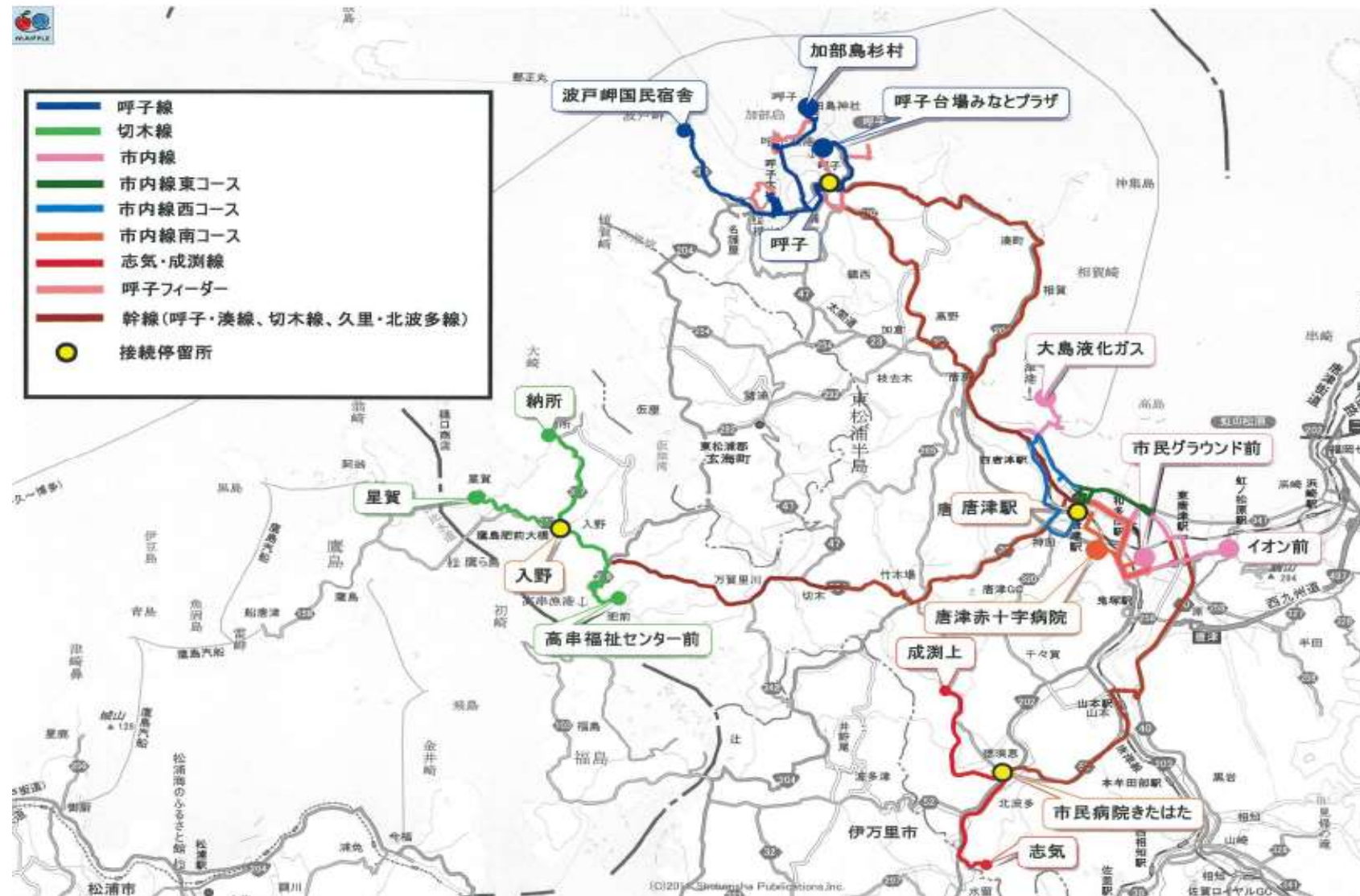


（2）交通不便地域



佐賀運輸支局資料より抜粋

■唐津地域では、現在24系統の路線バスが、フィーダー系統に該当します。



地域内フィーダー系統確保維持計画について

年度事業ごとに見るスケジュール

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）

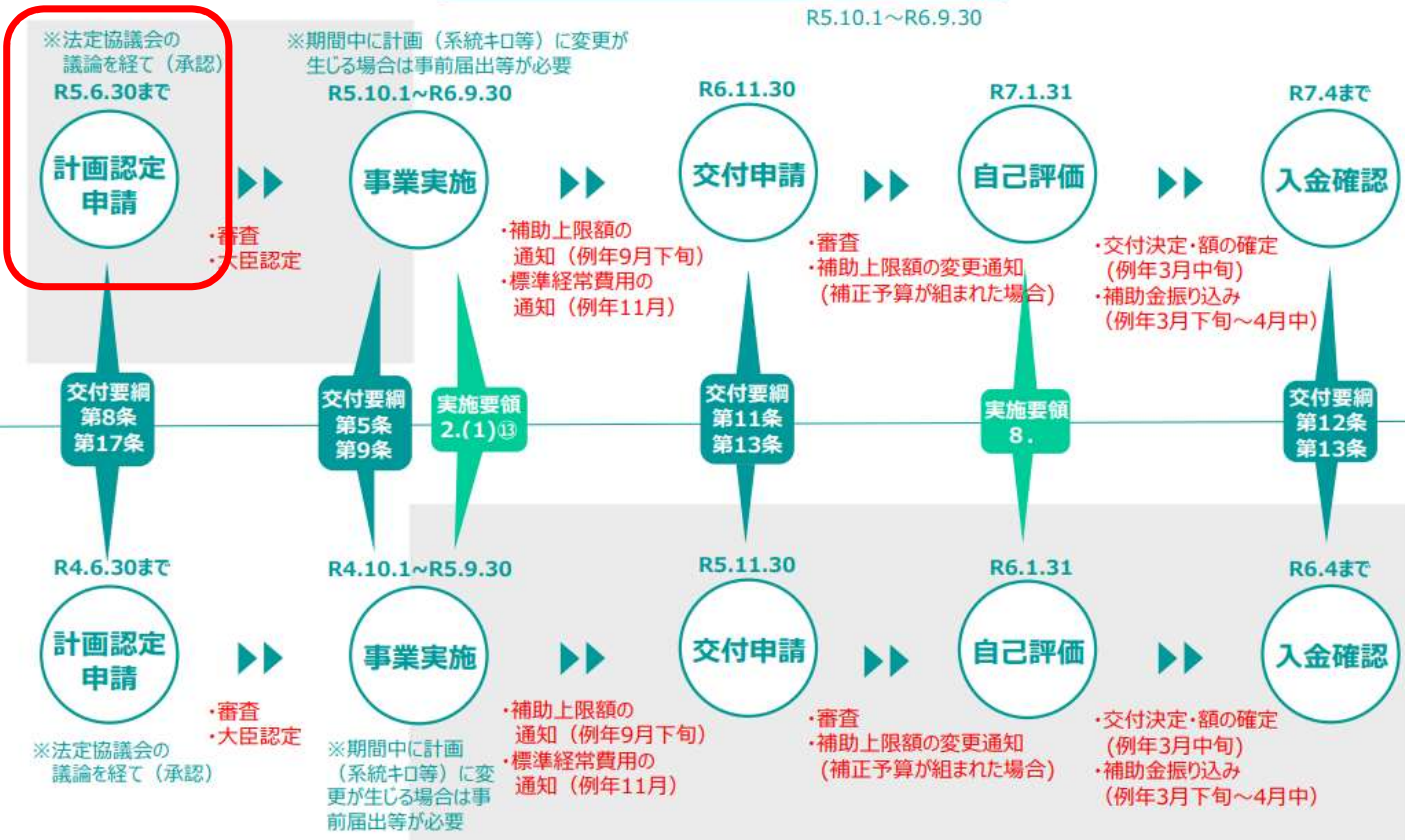
— （年度事業ごとに見る）計画認定申請から補助金振込までのスケジュール —

…令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）の業務

R6年度 地域公共交通確保維持事業

R5.10.1～R6.9.30

※スケジュールは目安であり、
変わることがあります



R5年度 地域公共交通確保維持事業

R4.10.1～R5.9.30

佐賀運輸支局資料より抜粋

今回協議し、承認を得たあと国へ提出し大臣認定を受けます。

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

唐 交 協 第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 唐津地域公共交通活性化協議会
住 所 佐賀県唐津市西城内 1－1
代表者氏名 会長 脇山 秀明

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和5年6月 日
（名称）唐津地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

唐津市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

唐津市は、平成17年1月1日に唐津市と東松浦郡浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町及び呼子町の1市6町1村が合併し、平成18年1月1日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第2位の人口規模で、総面積では佐賀県の約5分の1を占める広さとなった。

この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段となっている。

そのような中、平成23年3月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。平成25年4月1日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成25年10月1日より本格運行を開始した。

平成27年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。

平成28年8月から市内循環線のフィーダー化、10月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成30年4月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成31年4月から肥前町エリア、令和2年4月から厳木エリア、令和2年10月から相知エリア、令和4年4月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。

また、令和3年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和5年度にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。

これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
各路線とも路線毎の経常収支率が前々年度を維持することによって、公的資金投入額について前々年度を上まわらないことを目標とする。 ※目標収支率については別表1「令和6～8年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」を参照
(2) 事業の効果
唐津市内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者） ・外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者） ・買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成（唐津地域公共交通計画 P95～96参照） ・市ホームページで利用促進のキャンペーンの案内、会議や集会に出向いた際に公共交通の利用の現状と利用促進を案内（唐津市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 ① 別添時刻表のとおり ② 唐津市内において、路線バス運行事業者は、昭和自動車(株)のみのため ③ 別添路線図のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
唐津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
昭和自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
経営体質のスリム化や、徹底した人件費の抑制、増収対策等に努めることで経営改善を図ってきているが、人口減少や自家用車の普及などにより、利用者の公共交通機関離れは年々進んでおり、厳しい経営状況が続いている。 また、車齢が20年を超えるなど耐用年数を大幅に上回る車両を多数抱えており、これらの車両については修繕を重ねながら運行を続けている状態であり、早急な買い替えが必要となっている。 しかし、厳しい経営環境のなか自己財源での車両購入は困難であり、行政の支援なしに車両の導入は厳しい状況にある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 市内線東、市内線西、市内線南、市内線南（赤十字病院線）の収支率をそれぞれ、25%、33%、36%、30%以上とする。
(2) 事業の効果 高齢者の通院、買い物客が多い市内線東、市内線西、市内線南路線に低床バスを3台導入する事で、利用者はバスの乗り降りが楽になり、利便性が向上する。 また、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化が進んでおり（令和5年3月現在、平均車齢12.5年）、新しい車両を導入することで安全面の強化ばかりでなく、燃料費や修繕費等が軽減される等の効果が期待できる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 ※なお、唐津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を基準に負担することとしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 27 年 6 月 22 日
→平成 28 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
- ・平成 28 年 2 月 8 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について承認
- ・平成 28 年 3 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
- ・平成 28 年 5 月 30 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
- ・平成 28 年 7 月 19 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について書面決議にて承認
- ・平成 29 年 3 月 29 日
→唐津地域公共交通再編実施計画（変更）について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について承認
- ・平成 29 年 7 月 28 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・平成 30 年 1 月 24 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・平成 30 年 6 月 26 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議
- ・平成 31 年 1 月 9 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・平成 31 年 2 月 25 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の変更認定申請について承認
- ・令和元年 6 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 2 年 1 月 10 日
→令和元年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 2 年 6 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画（変更）について協議・承認
令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 3 年 1 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日
→令和 4 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 4 年 1 月 25 日
→令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 4 年 3 月 24 日
→唐津地域公共交通計画について協議・承認
- ・令和 4 年 6 月 24 日
→令和 5 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 5 年 1 月 25 日
→令和 4 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 5 年 6 月 26 日
→令和 6 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認（案）

21. 利用者等の意見の反映状況	
唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「地域婦人連絡協議会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。 また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を参考に、各路線の再編において運行時刻やルートの設定に活用している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	佐賀県地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	唐津市 政策部 交通政策課 玄海町 防災安全課
交通事業者・交通施設管理者等	昭和自動車(株)、九州旅客鉄道(株)、唐津警察署、佐賀国道事務所、唐津土木事務所
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地区行政連絡員会、地域婦人連絡協議会、PTA連合会、老人クラブ連合会、校長会、社会福祉協議会、佐賀県旅客船協会、唐津商工会議所、唐津上場商工会、佐賀県バス・タクシー協会、唐津市政策部、玄海町防災安全課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県唐津市西城内1-1
(所 属) 政策部 交通政策課
(氏 名) 宮崎 拓実
(電 話) 0955-72-9144
(e-mail) koutsuuseisaku@city.karatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和6～令和8年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表

令和5年6月26日

協議会名:唐津地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

補助対象路線名	起点	経過地	終点	目標収支率	R4実績
波戸岬	呼子	名護屋浜・名護屋城	波戸岬国民宿舎	14%	14%
加部島	呼子		加部島杉村	9%	9%
呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	5%	5%
呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	13%	13%
呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	8%	8%
呼子・波戸岬	呼子	名護屋城址	波戸岬国民宿舎	16%	16%
星賀(ジャンボタクシー)	入野		星賀	22%	22%
納所	入野		納所	21%	21%
高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	17%	17%
京泊・納所	波止内広場	京泊・納所	入野	15%	15%
瓜ヶ坂・高串	入野	高串福祉センター前	黒崎	21%	21%
駄竹・星賀	入野	星賀	駄竹高齢者センター前	17%	17%
市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	25%	25%
市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	33%	33%
市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	36%	36%
市内南	大手口	唐津駅・アルピノ前	唐津赤十字病院	30%	30%
イオン	大手口	用尺南	イオン前	36%	36%
市内	大手口	まいづるCARROT店	大島液化ガス	14%	14%
市内	大島液化ガス	用尺南	市民グラウンド	17%	17%
市内	市民グラウンド	百人町	大島液化ガス	17%	17%
市内	大島液化ガス	大手口	唐津東中高前	28%	28%
市内	唐津フェリーターミナル	西唐津駅前	大手口	12%	12%
志気	市民病院きたはた		志気	52%	52%
成瀬	市民病院きたはた		成瀬上	79%	79%

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	唐津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	75,329
交通不便地域等	116,913

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,354	旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村、旧鎮西町、旧厳木町	過疎法
	加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島、高島	離島振興法
89,559	旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町	半島振興法
	旧七山村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月	令和4年度
地域公共交通利便増進計画	令和5年1月(予定)	

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
唐津市	昭和自動車(株)	1	市内東、市内西、市内南、市内南(赤十字病院線) (1213、1415)	イ	ロ	ハ	32	H30.10			割賦
	昭和自動車(株)	2	市内東、市内西、市内南、市内南(赤十字病院線) (1213、1415)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	35	R1.12			割賦
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

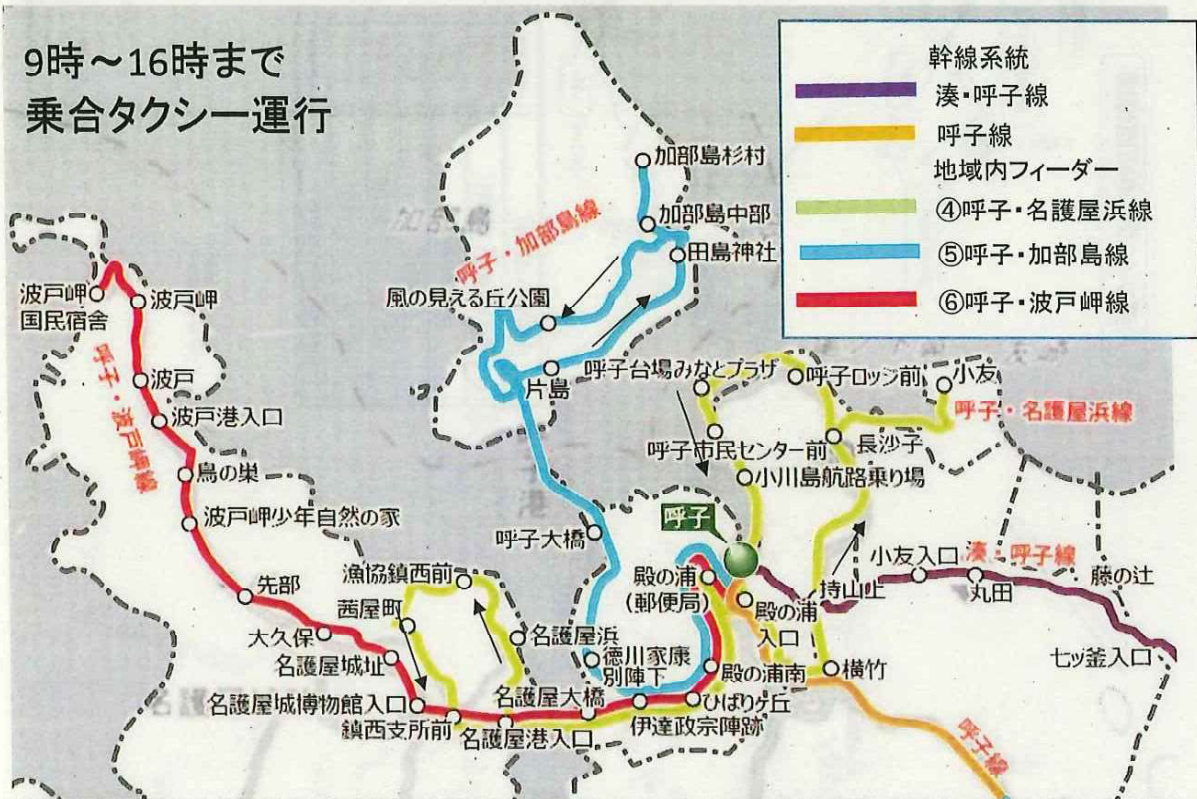
呼子・鎮西地区

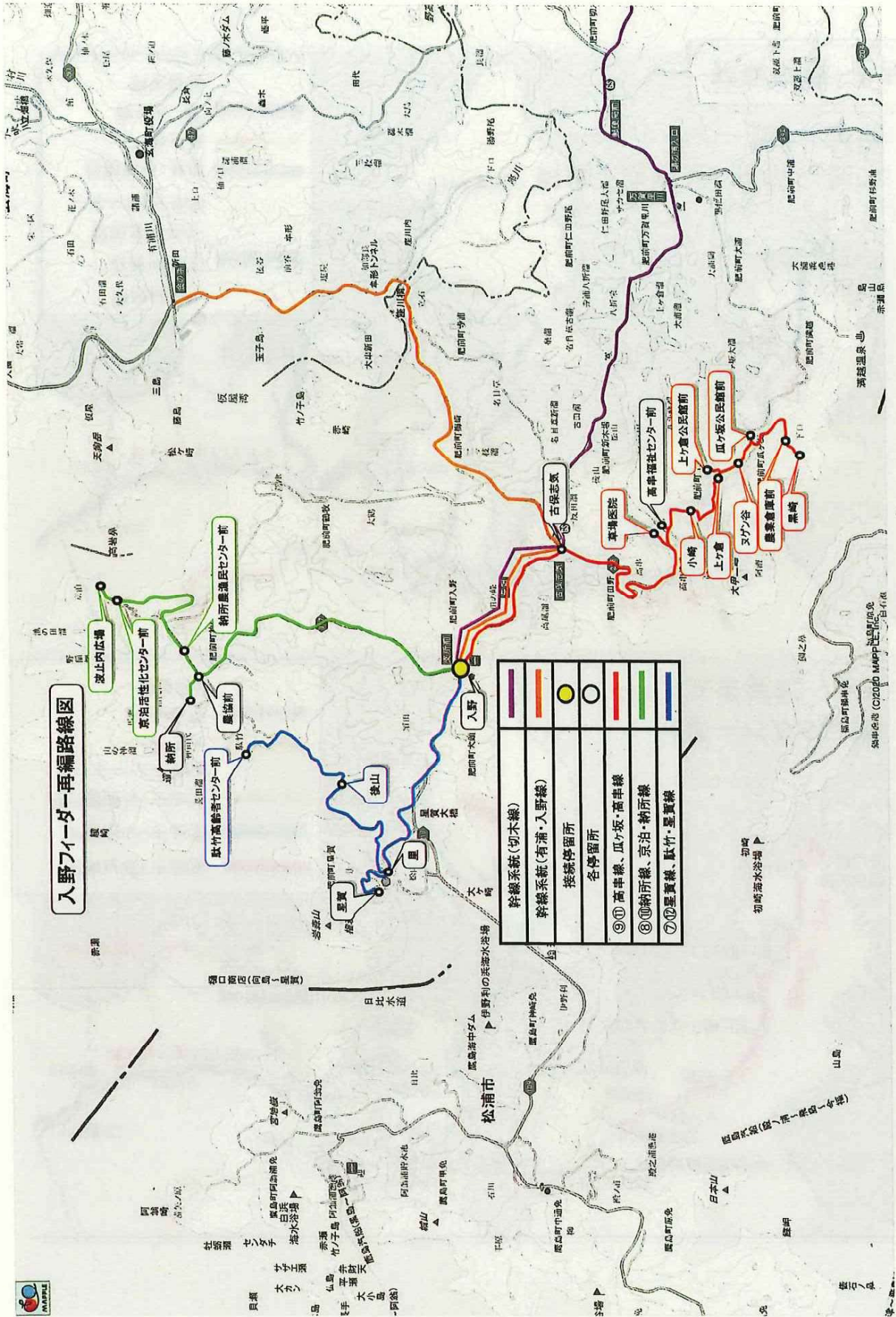
始発～9時

16時～終日 再編前と同様



9時～16時まで
乗合タクシー運行

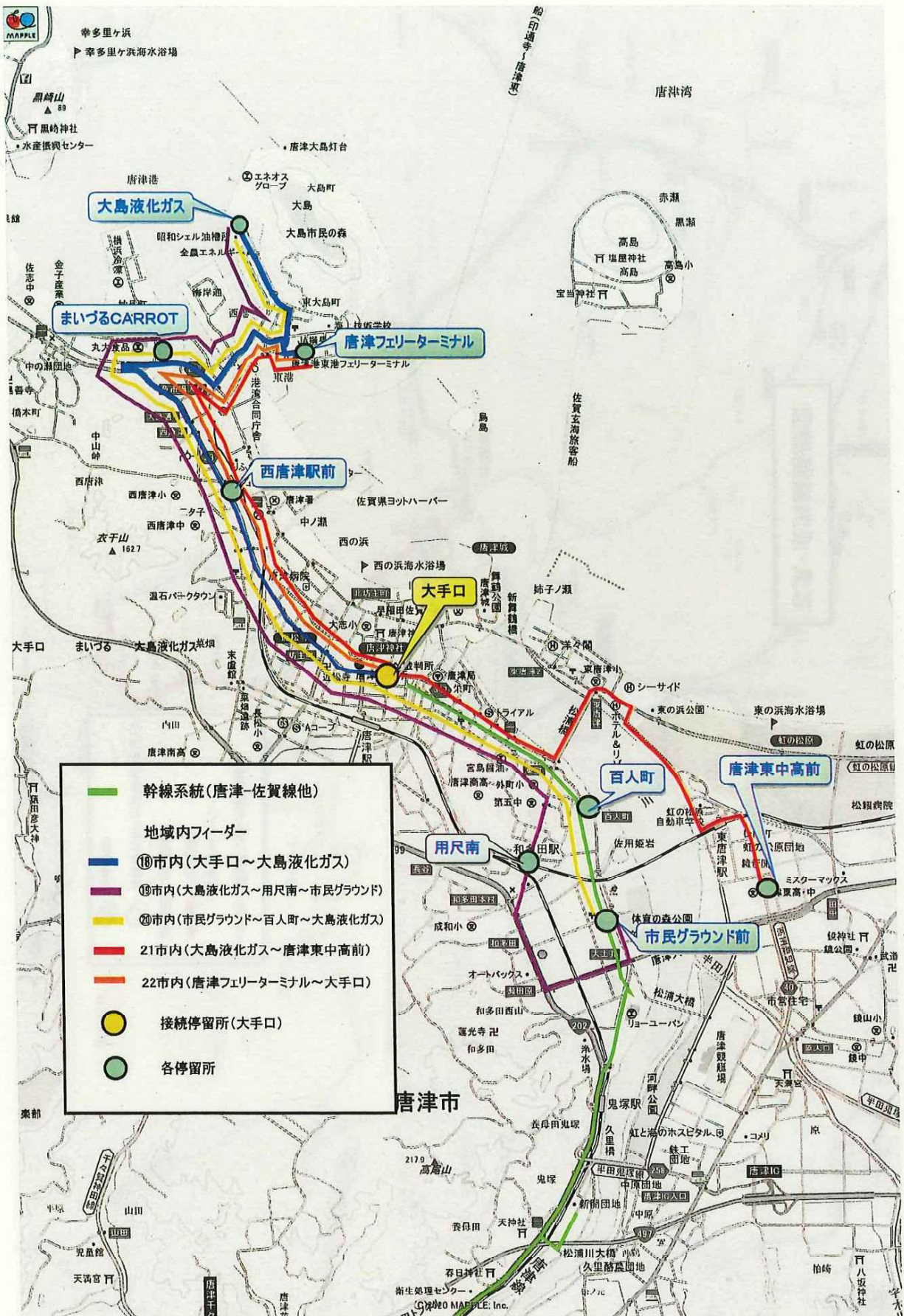


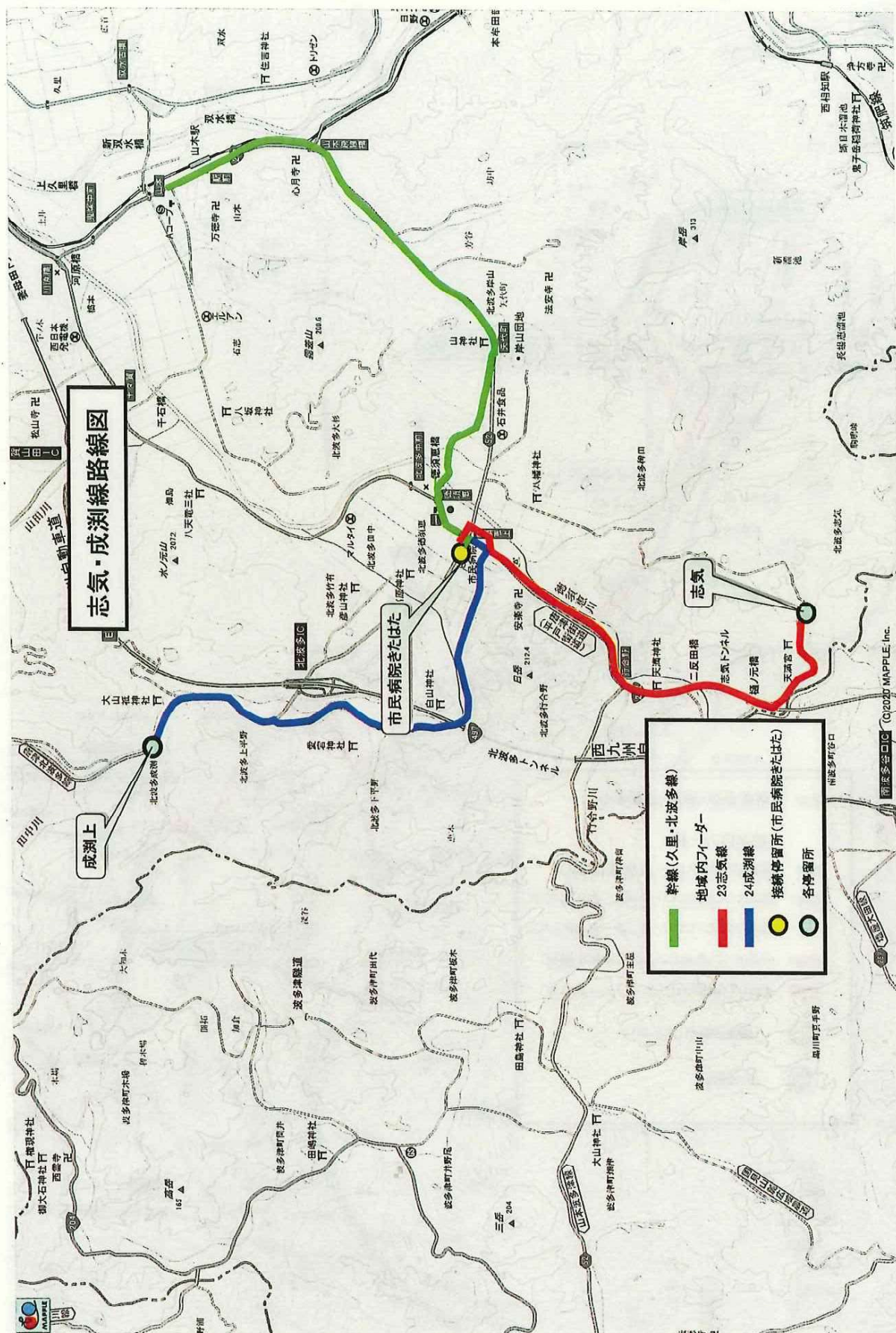


市内線(東・西・南コース)









呼子・鎮西地区時刻表(平日)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

波戸岬線(申請番号1)

呼	名	呼
宿波	戸	岬
舎民	屋	舎民
6:23	6:35	6:43
7:40	7:52	8:00
8:58	9:10	9:18
17:25	17:37	17:45
18:54	19:06	19:14

呼	名	呼
子	浜	子
7:09	7:17	7:29
8:32	8:40	8:52
17:02	17:10	17:22
18:32	18:40	18:52

加部島線(申請番号2)

呼	加	呼
子	部	島
16:00	16:15	16:20
17:57	18:12	18:18

呼	加	呼
子	部	島
7:06	7:21	7:21
16:20	16:35	16:35
18:18	18:33	18:33

呼子台場線(申請番号3)

呼	な	呼
子	と	子
8:17	8:23	8:38
16:37	16:43	17:12
18:00	18:06	18:10

呼	な	呼
子	と	子
8:38	8:44	8:44
17:12	17:18	17:18
18:10	18:16	18:16

呼子・鎮西地区時刻表(土日祝)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

波戸岬線(申請番号1)

呼	名	呼
宿波	戸	岬
舎民	屋	舎民
7:23	7:35	7:43
8:58	9:10	9:18
17:29	17:41	17:49
18:57	19:09	19:17

呼	名	呼
子	浜	子
8:32	8:40	8:52
17:02	17:10	17:22
18:32	18:40	18:52

加部島線(申請番号2)

呼	加	呼
子	部	島
16:00	16:15	16:20
17:57	18:12	18:18

呼	加	呼
子	部	島
7:06	7:21	7:21
16:20	16:35	16:35
18:18	18:33	18:33

呼子台場線(申請番号3)

呼	な	呼
子	と	子
16:37	16:43	16:43
17:37	17:43	17:43

呼	な	呼
子	と	子
17:12	17:18	17:18

申請番号(1)~(3)

呼子・名護屋浜線(申請番号4)

呼子	小	呼子	呼子	呼子	呼子
子	友	子	子	子	子
8:00	8:08	8:12	8:16	8:26	8:41
9:35	9:43	9:47	9:51	10:01	10:16
10:35	→	10:43	10:47	10:57	11:12
11:30	11:38	11:42	11:46	→	→
12:45	→	12:53	12:57	13:07	13:22
13:45	13:53	13:57	14:01	→	→
14:30	14:38	14:42	14:46	14:56	15:11

④-1
④-1
④-2
④-2
④-3
④-2
④-3
④-1

※ ④-1 申請番号4 呼子・名護屋浜(小友・名護屋浜)
④-2 申請番号4 呼子・名護屋浜(呼子台場・名護屋浜)
④-3 申請番号4 呼子・名護屋浜(小友)

呼子加部島線(申請番号5)

呼子	加部島	丘風	の公見え	呼子
子	杉村	國る	子	子
9:40	9:57	10:00	10:14	→
10:30	10:47	10:50	11:04	→
11:30	11:47	11:50	12:04	→
13:00	13:17	13:20	13:34	→
14:00	14:17	14:20	14:34	→
15:00	15:17	15:20	15:34	→

呼子・波戸岬線(申請番号6)

呼子	名護屋城	址	呼子
宿波戸岬国民舎民	名護屋城	址	子
10:20	10:27	10:37	→
11:30	11:37	11:47	→
13:15	13:22	13:32	→
14:30	14:37	14:47	→
15:45	15:52	16:02	→

呼子	名護屋城	址	呼子
宿波戸岬国民舎民	名護屋城	址	子
9:45	9:55	10:02	→
11:00	11:10	11:17	→
12:40	12:50	12:57	→
14:00	14:10	14:17	→
15:10	15:20	15:27	→

呼子・名護屋浜線(申請番号4)

呼子	小	呼子	呼子	呼子	呼子
子	友	子	子	子	子
8:00	8:08	8:12	8:16	8:26	8:41
9:35	9:43	9:47	9:51	10:01	10:16
10:35	→	10:43	10:47	10:57	11:12
11:30	11:38	11:42	11:46	→	→
12:45	→	12:53	12:57	13:07	13:22
13:45	13:53	13:57	14:01	→	→
14:30	14:38	14:42	14:46	14:56	15:11

④-1
④-1
④-2
④-2
④-3
④-2
④-3
④-1

※ ④-1 申請番号4 呼子・名護屋浜(小友・名護屋浜)
④-2 申請番号4 呼子・名護屋浜(呼子台場・名護屋浜)
④-3 申請番号4 呼子・名護屋浜(小友)

呼子加部島線(申請番号5)

呼子	加部島	丘風	の公見え	呼子
子	杉村	國る	子	子
9:40	9:57	10:00	10:14	→
10:30	10:47	10:50	11:04	→
11:30	11:47	11:50	12:04	→
13:00	13:17	13:20	13:34	→
14:00	14:17	14:20	14:34	→
15:00	15:17	15:20	15:34	→

呼子・波戸岬線(申請番号6)

呼子	名護屋城	址	呼子
宿波戸岬国民舎民	名護屋城	址	子
10:20	10:27	10:37	→
11:30	11:37	11:47	→
13:15	13:22	13:32	→
14:30	14:37	14:47	→
15:45	15:52	16:02	→

呼子	名護屋城	址	呼子
宿波戸岬国民舎民	名護屋城	址	子
9:45	9:55	10:02	→
11:00	11:10	11:17	→
12:40	12:50	12:57	→
14:00	14:10	14:17	→
15:10	15:20	15:27	→

星賀・納所・高串時刻表(平日)

※お盆(8/13・14・15・年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

星賀(バス月～土)(申請番号7)

入	星	入	星	入	星
野	賀	野	賀	野	賀
16:19	16:28	6:40	6:49	10:35	10:44
18:30	18:39	7:33	7:42	16:36	16:45

星賀(ジャンボ火・木・土・日祝)(申請番号7)

入	星	入	星	入	星
野	賀	野	賀	野	賀
9:26	9:35	14:26	14:35		

星賀(ジャンボ月・水・金)(申請番号12)

入	星	入	星	入	星
野	賀	野	賀	野	賀
11:35	11:44	11:52	13:17	13:26	13:34
15:07	15:16	15:24			

納所(バス月～土)(申請番号8)

入	納	入	納	入	納
野	所	野	所	野	所
17:06	17:14	6:40	6:48	7:10	7:18
18:48	18:56	7:53	8:01	17:16	17:24

納所(ジャンボ月・水・金・日祝)(申請番号8)

入	納	入	納	入	納
野	所	野	所	野	所
9:27	9:35	14:27	14:35		

京泊・納所(ジャンボ火・木・土)(申請番号10)

入	京	入	京	入	京
野	所	野	所	野	所
11:35	11:43	11:49	13:16	13:24	13:30
15:07	15:15	15:21			

高串(バス月～土)(申請番号9)

セ フ	ン タ	ー	前 社	8:55	7:11	16:35	18:03
セ フ	ン タ	ー	前 社	8:12	8:19	16:31	18:01
古 保	志	賀	野	8:07	8:12	16:19	17:49
入	野			8:07	8:12	16:19	17:49

高串(ジャンボ日祝)(申請番号9)

入	古	保	志	賀	入
野	古	保	志	賀	野

高串(ジャンボ月・水・金)(申請番号9)

入	草	野	草	野	草
野	草	野	草	野	草
8:35	8:47	8:49	11:35	11:47	11:49
15:03	15:17	15:19			

瓜ヶ坂・高串(ジャンボ火・木・土)(申請番号11)

入	草	野	草	野	草
野	草	野	草	野	草
8:35	8:47	8:49	10:43	10:55	10:57
15:05	15:17	15:19	15:05	15:17	15:19

瓜ヶ坂・高串(ジャンボ火・木・土)(申請番号11)

入	草	野	草	野	草
野	草	野	草	野	草
8:07	8:16	8:18	10:00	10:09	10:11
14:12	14:21	14:23	14:12	14:21	14:23

星賀・納所・高串時刻表(土曜)

※お盆(8/13・14・15・年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

星賀(バス月～土)(申請番号7)

入	星
野	賀
16:25	16:34
18:49	18:58

入	星
野	賀
10:35	10:44

入	星
賀	野
9:26	9:35
14:26	14:35

星賀(ジャンボ月・木・土・日祝)(申請番号7)

入	星
野	賀
竹	賀

駄竹・星賀(ジャンボ月・水・金)(申請番号12)

入	星
野	賀
竹	賀

納所(バス月～土)(申請番号8)

入	納
野	所
17:05	17:13
18:48	18:56

入	納
野	所

入	納
野	所

納所(ジャンボ月・水・金・日祝)(申請番号9)

入	納
野	所
11:35	11:43
13:16	13:24
15:07	15:15

京泊・納所(ジャンボ月・木・土)(申請番号10)

入	京
泊	所
8:13	8:19
13:00	13:06

高串(バス月～土)(申請番号9)

入	古
野	保
8:07	8:12
16:25	16:30
17:49	17:54
19:09	19:14

入	古
野	保
6:46	6:53
7:16	7:23
16:40	16:47
18:03	18:10

高串(ジャンボ日祝)(申請番号9)

入	古
野	保
前社	志

入	古
野	保
前社	志

高串(ジャンボ月・水・金)(申請番号9)

入	草
野	場
前社	院

入	草
野	場
前社	院

瓜ヶ坂・高串(ジャンボ月・木・土)(申請番号11)

入	草
野	場
8:35	8:47
10:43	10:55
11:35	11:47
15:05	15:17

入	草
野	場
8:07	8:16
10:00	10:09
11:09	11:18
14:12	14:21

星賀・納所・高串時刻表(日祝)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

星賀(バス月～土)(申請番号7)

入	星	入	星	入	星
野	賀	野	賀	野	賀
11:35	11:44	6:45	6:54	14:22	14:31
16:19	16:28				

星賀(ジャンボ火・木・土・日祝)(申請番号7)

入	星	駄	入	星	駄
野	賀	竹	野	賀	竹

駄竹・星賀(ジャンボ月・水・金)(申請番号12)

入	駄	星	入	駄	星
野	賀	竹	野	賀	竹

納所(バス月～土)(申請番号8)

入	納	入	納	入	納
野	所	野	所	野	所
11:54	12:02	7:19	7:27	13:07	13:15
15:12	15:20				

納所(ジャンボ月・水・金・日祝)(申請番号8)

入	納	京	入	納	京
野	所	泊	野	所	泊

京泊・納所(ジャンボ火・木・土)(申請番号10)

入	京	泊	入	京	泊
野	所	野	野	所	野

高串(バス月～土)(申請番号9)

入	古	保	志	氣	入
野	前	社	野	前	社
12:12	12:17	12:24	8:16	8:23	8:28
16:40	16:45	16:52	14:00	14:07	14:12

高串(ジャンボ日祝)(申請番号9)

入	古	保	志	氣	入
野	前	社	野	前	社
12:12	12:17	12:24	8:16	8:23	8:28
16:40	16:45	16:52	14:00	14:07	14:12

高串(ジャンボ月・水・金)(申請番号9)

入	草	場	医	院	入
野	前	社	野	前	社

瓜ヶ坂・高串(ジャンボ火・木・土)(申請番号11)

入	草	場	医	院	入
野	前	社	野	前	社

申請番号(7)～(12)

市内線(東・西・南コース)時刻表(平日)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

市内東(申請番号13)

唐津駅	大手口	シーサイド前	唐津駅
9:20	9:24	9:32	9:44
10:20	10:24	10:32	10:44
11:10	11:14	11:22	11:34
12:10	12:14	12:22	12:34
13:10	13:14	13:22	13:34
14:10	14:14	14:22	14:34
15:10	15:14	15:22	15:34
16:10	16:14	16:22	16:34
17:10	17:14	17:22	17:34

市内西(申請番号14)

大手口	ふれ	病済院前	唐津駅
8:50	9:14	9:18	9:28
9:50	10:14	10:18	10:28
10:50	11:14	11:18	11:28
11:50	12:14	12:18	12:28
12:50	13:14	13:18	13:28
13:50	14:14	14:18	14:28
14:50	15:14	15:18	15:28
15:50	16:14	16:18	16:28
16:50	17:14	17:18	17:28

市内南(申請番号15)

大手口	病唐津赤十字院	唐津駅
8:25	8:37	9:01
9:35	9:47	10:11
10:35	10:47	11:11
11:35	11:47	12:11
12:35	12:47	13:11
13:35	13:47	14:11
14:35	14:47	15:11
15:35	15:47	16:11
16:35	16:47	17:11
17:35	17:47	18:11

市内南(申請番号16) ※平日のみ運行

大手口	唐津駅	アルビノ前	病唐津赤十字院	唐津駅	大手口
8:45	8:49	8:50	8:57	9:08	9:10
9:10	9:14	9:15	9:22	9:33	9:35
10:10	10:14	10:15	10:22	10:33	10:35
11:10	11:14	11:15	11:22	11:33	11:35
13:10	13:14	13:15	13:22	13:33	13:35
14:10	14:14	14:15	14:22	14:33	14:35
15:10	15:14	15:15	15:22	15:33	15:35
16:10	16:14	16:15	16:22	16:33	16:35

市内線(東・西・南コース)時刻表(土日祝)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

市内東(申請番号13)

唐津駅	大手口	シーサイド前	唐津駅
9:20	9:24	9:32	9:44
10:20	10:24	10:32	10:44
11:10	11:14	11:22	11:34
12:10	12:14	12:22	12:34
13:10	13:14	13:22	13:34
14:10	14:14	14:22	14:34
15:10	15:14	15:22	15:34
16:10	16:14	16:22	16:34
17:10	17:14	17:22	17:34

市内西(申請番号14)

大手口	ふれ	病済院前	唐津駅
8:50	9:14	9:18	9:28
9:50	10:14	10:18	10:28
10:50	11:14	11:18	11:28
11:50	12:14	12:18	12:28
12:50	13:14	13:18	13:28
13:50	14:14	14:18	14:28
14:50	15:14	15:18	15:28
15:50	16:14	16:18	16:28
16:50	17:14	17:18	17:28

市内南(申請番号15)

大手口	病唐津赤十字院	唐津駅
8:25	8:37	9:01
9:35	9:47	10:11
10:35	10:47	11:11
11:35	11:47	12:11
12:35	12:47	13:11
13:35	13:47	14:11
14:35	14:47	15:11
15:35	15:47	16:11
16:35	16:47	17:11

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

唐津市内線(申請番号17~19、21・22)

唐津市内線(申請番号 17-19-21-22)										
	大島ス強化	ナリターハエ	唐津駅前	西唐津駅前	大手口	唐津東中高	百人町	用尺南	市民グラ前	イオン前
(21)	7:10	7:14	7:19	7:24	7:32	7:43				
(18)	8:20	8:24	8:29	8:34	8:39					
(19)	8:40	8:44	8:49	8:54	8:02	→	→	9:09	9:15	
(18)	8:50	9:54	8:59	10:04	10:08					
(19)	10:15	10:19	10:24	10:29	10:34					
(18)	11:05	11:09	11:14	11:19	11:27	→	→	11:34	11:40	
(19)	12:15	12:19	12:24	12:29	12:34					
(18)	12:55	12:59	13:04	13:09	13:17	→	→	13:24	13:30	
(17)					14:08	→	→	14:15	→	14:24
(19)	14:10	14:14	14:19	14:24	14:32	→	→	14:39	14:45	
(17)					15:08	→	→	15:13	→	15:22
(18)	15:25	15:29	15:34	15:39	15:44					
(17)					16:02	→	→	16:09	→	16:18
(17)					17:02	→	→	17:09	→	17:18
(19)	17:00	17:04	17:09	17:14	17:22	→	→	17:29	17:35	
(18)	18:15	18:19	18:24	18:29	18:37	→	→	18:44	18:50	
(19)	19:25	19:29	19:34	19:39	19:44					
(22)	20:40	20:45	20:49	20:49	20:55					

※ ⑰ 申請番号17 イオン
⑱ 申請番号18 市内(大手口～大島液化ガス)
⑲ 申請番号19 市内(大島液化ガス～用尺南～市民グラウンド前)
㉒ 申請番号22 市内(唐津フェリーターミナル～大手口)

※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

唐津市内線(申請番号17~19・21・22)

	大島 スズカ 花	ナリ イ タ ル ミ ニ	ナ ル イ タ ル ミ ニ	香 津 洋 駅 前	大 手 口	香 津 真 中 高	百 人 町	用 尺 南	市 民 ド ラ マ 館	イ オ ン 館
(21)	7:10	7:14	7:19	7:24	7:32	7:43				
(19)	8:40	8:44	8:49	8:54	8:02	→	→	9:09	9:16	
(18)	8:55	8:59	9:04	9:09	9:14					
(18)	9:50	9:54	9:59	10:04	10:09					
(18)	10:15	10:19	10:24	10:29	10:34					
(19)	10:55	10:59	11:04	11:09	11:17	→	→	11:24	11:30	
(18)	12:05	12:09	12:14	12:19	12:24					
(19)	12:40	12:44	12:49	12:54	13:02	→	→	13:09	13:15	
(17)					14:08	→	→	14:15	→	14:24
(19)	13:57	14:01	14:06	14:11	14:19	→	→	14:26	14:32	
(17)					15:06	→	→	15:13	→	15:22
(18)	15:10	15:14	15:19	15:24	15:29					
(17)					16:02	→	→	16:09	→	16:18
(17)					17:02	→	→	17:09	→	17:18
(18)	16:45	16:49	16:54	16:59	17:04					
(19)	17:10	17:14	17:19	17:24	17:32	→	→	17:39	17:45	
(18)	17:55	17:59	18:04	18:09	18:14					
(18)	18:20	18:24	18:29	18:34	18:42	→	→	18:49	18:55	
(18)	19:32	19:36	19:41	19:46	19:51					
(22)		20:40	20:45	20:49	20:55					

唐津市内線(申請番号17・18・20)

市バス 市バス 市バス 市バス 市バス 市バス 市バス 市バス 市バス 市バス									
イ オ ン 前	ン 市 民 ド グ 前	用 尺 南	百 人 町	百 人 町	大 手 口	西 南 大 手 口	西 南 大 手 口	西 南 大 手 口	西 南 大 手 口
					6:50	6:55	7:00	7:05	7:09
				7:55	8:06	8:11	8:16	8:21	8:25
	9:18	→	9:19	→	9:26	9:31	9:36	9:41	9:45
					9:50	9:55	10:00	10:05	10:09
					10:40	10:45	10:50	10:55	10:59
	11:44	→	11:45	→	11:52	11:57	12:02	12:07	12:11
					12:30	12:35	12:40	12:45	12:49
	13:35	→	13:36	→	13:43	13:48	13:53	13:58	14:02
14:30	→	14:39	→	→	14:46				
	14:50	→	14:51	→	14:58	15:03	15:08	15:13	15:17
15:30	→	15:39	→	→	15:46				
	16:24	→	16:25	→	16:32	16:37	16:42	16:47	16:51
16:30	→	16:39	→	→	16:46				
17:30	→	17:39	→	→	17:46				
	17:39	→	17:40	→	17:47	17:52	17:57	18:02	18:06
	18:54	→	18:55	→	19:02	19:07	19:12	19:17	19:21
					20:15	20:20	20:25	20:30	20:34

申請番号20 市内(市民グラウンド前～百人町～大島液化ガス)
申請番号21 市内(大島液化ガス～唐津東中高前)

唐津市内線(申請番号17・18・20)

イ オ ン 野	ン 市 民 ド ウ 前 ウ	用 尺 南	百 人 町	産 洋 東 中 高	大 手 口	西 唐 洋 駅 前	大 東 東 南 口 東 口	ナ リ 南 一 津 タ ワ エ ル 東 口	大 島 東 北 口
				7:55	8:50	8:55	7:00	7:05	7:05
					8:05	8:11	8:16	8:21	8:25
					8:30	8:35	8:40	8:45	8:48
	8:18	→	8:18	→	8:23	8:31	8:36	8:41	8:45
					8:50	8:55	10:00	10:05	10:09
					10:28	10:33	10:38	10:43	10:47
	11:33	→	11:34	→	11:41	11:46	11:51	11:56	12:00
					12:15	12:20	12:25	12:30	12:34
	13:18	→	13:19	→	13:26	13:31	13:36	13:41	13:45
	14:36	→	14:36	→	14:43	14:48	14:53	14:58	15:02
14:30	→	14:39	→	→	14:46				
15:30	→	15:39	→	→	15:46				
					16:22	16:27	16:32	16:37	16:41
	16:34	→	16:35	→	16:42	16:47	16:52	16:57	17:01
16:30	→	16:39	→	→	16:46				
					17:30	17:35	17:40	17:45	17:49
17:30	→	17:39	→	→	17:46				
	17:48	→	17:49	→	17:56	18:01	18:06	18:11	18:15
	18:56	→	18:59	→	19:06	19:11	19:16	19:21	19:26
					20:15	20:20	20:25	20:30	20:34

志気・成瀬線時刻表(平日)※土日祝運休
※お盆(8/13・14・15、年末(12/30・31)年始(1/1・2・3)は土日祝ダイヤで運行

志気線(申請番号23)

志 気	志 気 線	志 気 線	志 気 線
9:45	9:45	9:45	9:45
9:53	9:53	9:53	9:53

成瀬線(申請番号24)

成 瀬	成 瀬 線	成 瀬 線	成 瀬 線
9:25	9:25	9:25	9:25
9:35	9:35	9:35	9:35

申請番号(23)~(24)

報告事項

利便増進実施計画の中間報告について

令和5年6月26日（月）

目次

- 1 利便増進計画
- 2 現状の問題点とその対応について
朝の通学便について
- 3 再編案の概要
- 4 再編案・運行便数について（まとめ）
- 5 オンデマンドタクシーについて

別紙資料 ・ 別紙② 令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等
・ 参考資料 唐津地域のバス路線図（R6再編案）



1. 利便増進実施計画

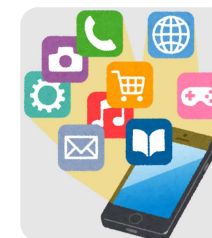
(1) 目的・方向性

▼ マスタープランである「唐津地域公共交通計画」の基本的な方針

地域力を最大限活用し「唐津地域」の生活と活力を支える公共交通
～まちづくりと連携した持続可能な移動サービスの実現～

▼ 利便増進事業として位置付けた事業目標

- ・地域間路線・地域内路線による持続可能な公共交通ネットワーク構築
- ・利用の低迷する路線における交通モードの転換・輸送資源の総動員
- ・二次交通の充実による、観光における公共交通利用促進
- ・交通モードの転換等における地域での関係者による利用促進に向けた検討の場の設置
- ・デジタル技術の活用による、効率性と利便性の両立に向けた移動サービス相互の連携
- ・全ての移動サービスのオープンデータ化や時刻表作成等、ターゲットに応じた情報提供方法の改善



(2) 策定スケジュール案

- 令和5年6月 : 今日の協議会で問題点の明示と対応についての議論
- 令和5年7～10月 : 路線のダイヤ改正案について事務局で検討(10月頃に第2回協議会想定)
- 令和6年1月 : 第3回協議会において、利便増進計画の承認

(3) 前回の協議会の振り返り

- ・令和4年度第3回協議会(3/28)にて利便増進実施計画(素案)についてご報告
- ・2024年問題に係る再編を検討

(4) 現状の課題認識

- ・利便増進実施計画を策定にするにあたり、早急に解決すべき事項として、
2024年問題＝労働時間を削減するためには、朝の便を削減しないとクリアできない
- ・その際、交通弱者である高校生のバス通学について、
高校生の利用が多い朝の通学便の確保は必要。

参考



〈見直し後の改善基準告示のリーフレット〉

(5) 今回の中間報告の目的

- ・朝の通学便に関する問題点を確認し、ご意見を伺う
- ・再編案の概要について、ご意見を伺う
- ・その対応案について議論をいただく
- ・オンデマンドシステムの導入についてのご報告
- ・次回協議会(10月頃想定)までの検討スケジュール



▶ポータルサイトについて
・改正改善基準告示に併せ リニューアル
・時間外労働規制、改善基準告示の
内容を事業者・関係者・国民に向けた
各情報を発信



ポータルサイトQR



2. 現状の課題とその対応について

▼ 朝の通学便について 問題点

朝の通学便については利用者が減少傾向にあるものの、通学便数の見直しを行ってこなかったため、利用者に対して、効率的な運行となっていない。

さらに、2024年問題に対応するため、バス路線全体で減便等の見直しが必要であるが、通学手段の確保の観点から、高校別・路線別に状況を整理する必要がある。

高校別×住所別のバス通学利用者数（R5.4）

まずは、昭和自動車から提供された通学定期券のデータより、令和5年4月時点のバス通学をしている高校生を、高校別・住所別に整理

基本的には現在の高校生利用の実態に即した必要な時間・便数に整理する。

	呼子	鎮西	玄海町	肥前町	北波多	相知・厳木	浜玉・七山	唐津市中心部	総合計
唐津西高校	6	1	10	6			2	5	30
唐津南高校	17	2	11	10	4		1	4	49
唐津商業高校	11	7	10	12	10		5	10	65
小計 (大手口利用)	34	10	31	28	14	0	8	19	144
唐津東高校	17	5	13	7	9	1	5	14	71
唐津工業高校	26	10	20	22				10	88
唐津青翔高校	13	5	2	7	1		1	39	68
厳木高校			1	1				1	3
総合計	124	40	98	93	38	1	22	102	518

上記表のうち、緑で塗りつぶした高校生の利用について、主要な通学路線の現状と再編案での運行本数の差とその問題の有無を、次頁に整理。

※朝の通学便で使用しているバス車両は、概ね中型車（定員50名程度）

朝の通学便に関する整理（利用者数と現状・再編案の便数の差から問題の有無を確認）

高校	高校生 居住地域	主要通学利用路線	利用者数 (R5.4)	通学便数（朝の便数）			課題（問題の有無）と 対応可否
				現状	再編案	減便数	
唐津西 唐津南 唐津商業	呼子	呼子線	34名	5便	2便	-3便	高校生の利用実態に合わせた便数に整理 34名/4便＝8.5名/便で対応可
		湊・呼子線		2便	2便	－	
	鎮西	野元・呼子線	10名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
	玄海町	有浦線	31名	3便	2便	-1便	減便による影響→31名/2便＝15.5名/便で対応可
	肥前町	切木・中浦線	28名	3便	3便	－	変化無しのため、問題無し。
	北波多	久里・北波多線	14名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
		唐津・伊万里線		2便	2便	－	
	浜玉・七山	七山線	8名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
唐津東	呼子	呼子線（唐津東延伸）	17名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
	玄海町	有浦線（唐津東延伸）	13名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
	肥前町	切木・中浦線（唐津東延伸）	7名	2便	1便	-1便	減便による影響→7名/1便＝7名/便で対応可
唐津工業	呼子	呼子線（唐津工延伸）	26名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。
	玄海町	小加倉・呼子線（唐津工延伸）	20名	1便	1便	－	
	肥前町	切木・中浦線（唐津工延伸）	22名	2便	2便	－	
唐津青翔	唐津市中心部	有浦線（下り）	39名	3便	2便	-1便	< 課題① > 唐津市中心部からの通学では、 減便による影響→39名/2便＝約20名/便で、定員 としては対応可
	肥前町	切木・中浦線（下り）	7名	2便	1便	-1便	
	呼子	呼子～青翔高	13名	1便	1便	－	
厳木	唐津市中心部	唐津－佐賀線	2名	1便	1便	－	変化無しのため、問題無し。



3. 再編案の概要

(1) 適用期間:令和6年4月～運行開始

(2) 運行便数:全体で概ね3割～4割程度の減便を行う方向で調整中

(3) 再編ルート(別紙②と唐津地域のバス路線図を参照)

▼ 以下の路線については、延伸を検討

①湊線 全便を呼子・波戸岬まで延伸

▼ 以下の区間については、廃止を検討

②値賀・名護屋線 呼子～名護屋浜(小加倉線は大島地区へ乗入れ)

③市内線全線(市内循環線は別途検討)

④有浦枝線(仮屋線) 玄海エネルギーパーク～金の手 ※大手口～入野を有浦線

⑤切木・中浦線 座川内経由、中浦経由

▼ 利用の少ない路線はオンデマンドタクシー(AIを活用した予約型乗合タクシー)を導入し効率化を検討

⑥入野フィーダー4路線(朝の1～3便のみ残し、オンデマンドタクシーに移行)

(4) 利便増進のための再編

- ・廃止路線等については、利用状況・利用ニーズを踏まえて代替手段を検討
- ・パターンダイヤの導入の検討(呼子線など、観光客に対応した記憶しやすいダイヤへ)
- ・利用の少ない路線でオンデマンドタクシーへの移行を検討



4. 再編案・運行便数について(まとめ)

◆運行便数の調整

2024年問題に対応するために、路線別に以下の内容で検討・調整中

	路線		運行便数			備考
			現行(平日)	案	比較	
①	呼子線 (呼子～宝当桟橋)	呼子→大手口	26	15～16	▲10～▲11	運行便数が多いため、1時間に1便程度に運行を効率化。また将来的に唐津駅に乗り入れる。まずは、R6.4～朝の便だけでも試験的に乗り入れを実施。
		大手口→呼子	24	15	▲9	
	呼子フィーダー線 (台場、加部島、波戸岬)	減便	56	37	▲19	波戸岬線を湊・呼子線延伸にて対応するため減便
	湊線 (呼子～湊～大手口)	湊→大手口	20	12～16	▲4～▲8	湊止まりの便を全て呼子まで延伸する。さらにその便を波戸岬まで延伸。(延伸の時間分を減便) ※湊地区の呼子への需要と観光客の名護屋城及び波戸岬への需要に対応するため。
		大手口→湊	20	12～16	▲4～▲8	
②	値賀・名護屋線 (野元経由・小加倉経由)	変更なし	20	16～20	0～▲4	利用のほとんどない呼子～名護屋浜間をカットし、小加倉経由便を市内線廃止によって空白となる大島地区へ乗り入れさせる(乗入れ分減便)
③	唐津市内線 (東西南)	東・西コース (変更なし)	18	18	0	現状維持。将来的にはルート見直しを検討 赤十字病院直行便(8便)を廃止(南コースは赤十字病院を經由)(利用実績 1.1人/便)※実績期間2022.4～2023.3
		南コース	18	10	▲8	
④	有浦線 (入野～金の手～大手口)	金の手→大手口	16	10～13	▲3～▲6	金の手～玄海エネルギーパーク線は玄海町コミバスで代替できるため廃止及び大手口～金の手線を入野まで延伸(延伸分減便)
		大手口→金の手	18	10～14	▲4～▲8	
⑤	切木線 (入野～切木～大手口)	入野→大手口	13	10	▲3	座川内経由便を廃止及び利用状況に応じて運行の効率化
		大手口→入野	13	10～12	▲1～▲3	
⑥	肥前フィーダー線 (高串、星賀、納所、菫津)	減便 ※朝のみ残す	38	10	▲28	日中～夕方はオンデマンドタクシーに移行。土日祝のバス運行に関しては学生の利用があるため今後協議。
	鏡線 (広田・宇木～大手口)	変更なし	10	10	0	現状維持だが、学生利用便を除き将来的にはオンデマンドタクシーへの移行を含め再編を検討。
	久里北波多線 (北波多～久里～大手口)	変更なし	22	22	0	現状維持。
	七山線 (七山～大手口)	七山→大手口	9	7	▲2	利用状況に応じて運行の効率化
		大手口→七山	9	7～8	▲1～▲2	
	七山線 (白木～七山)	白木→七山	1	0	▲1	小学生の通学便として、1便残す。廃止便の代替手段としては、朝の大手口→七山便を上柳瀬→白木→七山線に振替
		七山→白木	1	1	0	
	唐津ー伊万里線	ルート変更	20	20	0	百人町経由→用尺経由にルート変更(市内線廃止に伴い用尺経由が減少するため)
	唐津市内線 (大島・イオン)	廃止	26	0	▲26	利用が少ないため廃止。大島地区を値賀・名護屋線(小加倉経由)にて代替 (利用実績 2.8人/便)※実績期間2022.4～2023.3
	合計(※唐津・伊万里線は自治体跨ぎ路線のため除く)		378	232～255	▲123～▲146	約30%～40%の減便

5. オンデマンドタクシーについて

現在、市内で運行しているデマンドタクシーについて、電話・Web・アプリから予約ができるAIを活用したオンデマンドシステムを導入し、さらなる利用者の増加と利用者の利便性向上を図ります。

■ 対象地区

厳木地区、相知地区の一部、浜玉地区の一部、七山地区

■ 運用開始時期

令和5年8月1日～ ※R5年度は実証運行期間

■ 導入効果

利用当日の60分前までの予約が可能

(現在は利用前日の17時までに予約が必要)

Webやスマホでも予約が可能 ※24時間予約可能

(現在は電話でのみ予約対応)

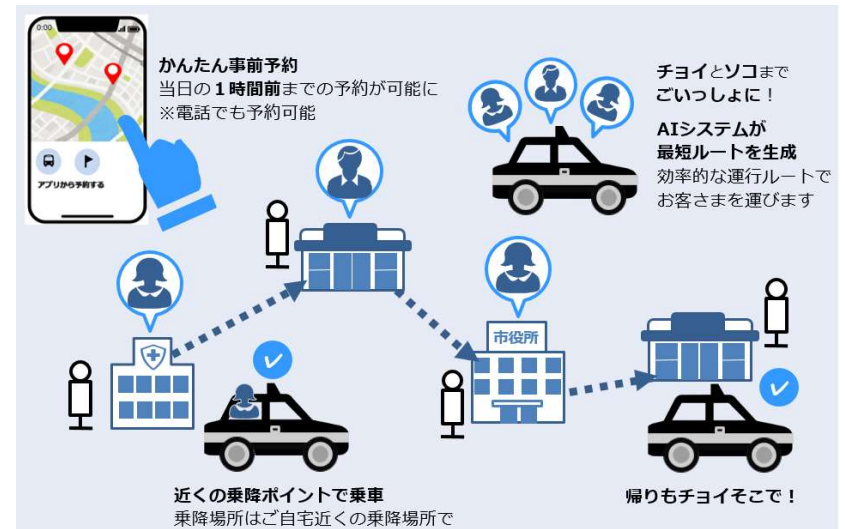
■ 今 後

利便増進事業として、相知地区及び肥前 地区での全エリアデマンドタクシーによる運行を予定している。



※相知地区の一部・・・町切、高倉、楠、田頭、湯屋、横枕、千束、高見台
伊岐佐上、伊岐佐上中、伊岐佐下中、伊岐佐下、幸の元

※浜玉地区の一部・・・玉島、平原、東山田





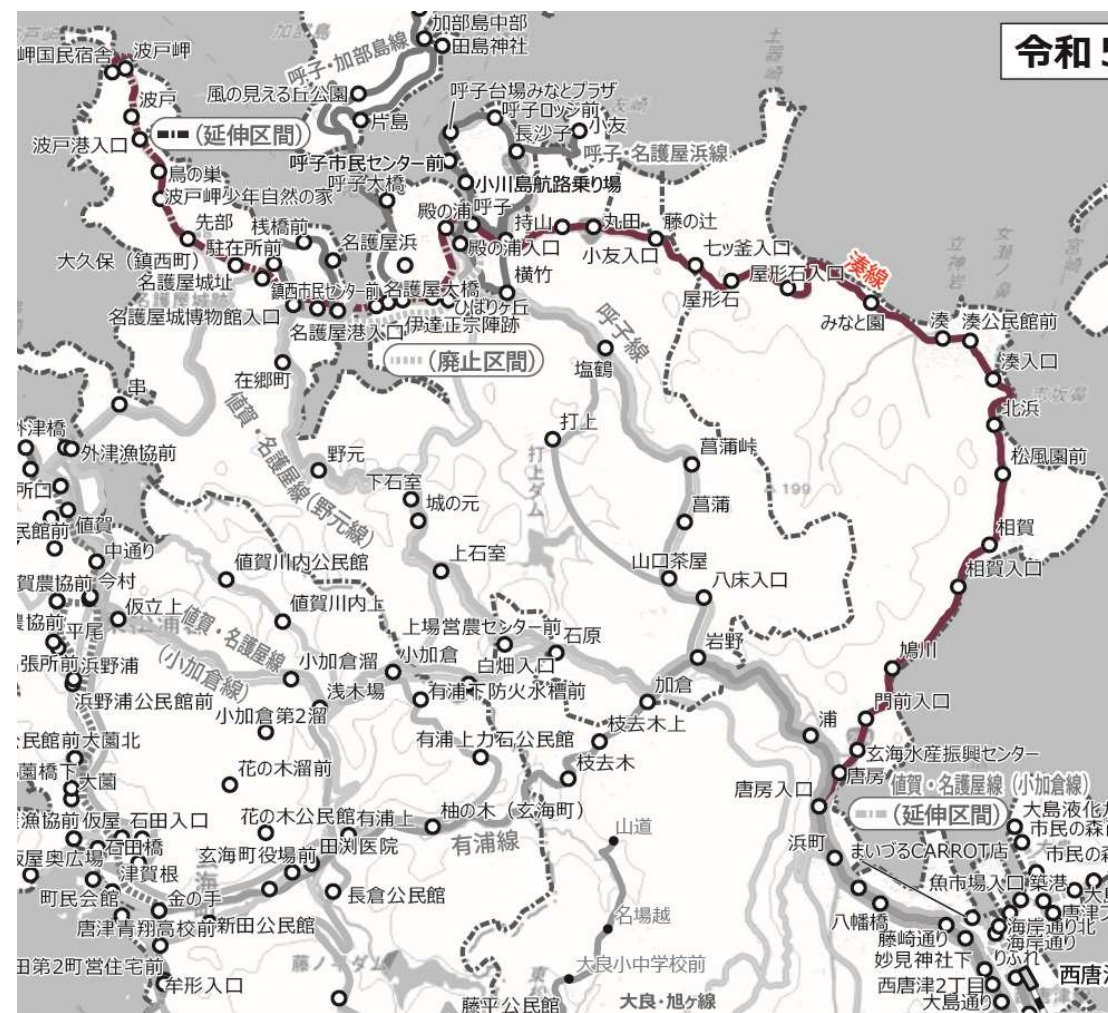
令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等 ①湊線

◆運行ルート変更内容

①湊線は、湊から呼子へのニーズがあり、また名護屋城・波戸岬への観光ニーズもあるため、全便を呼子・波戸岬まで延伸

■現状（変更前）

■再編案（変更後）





令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等

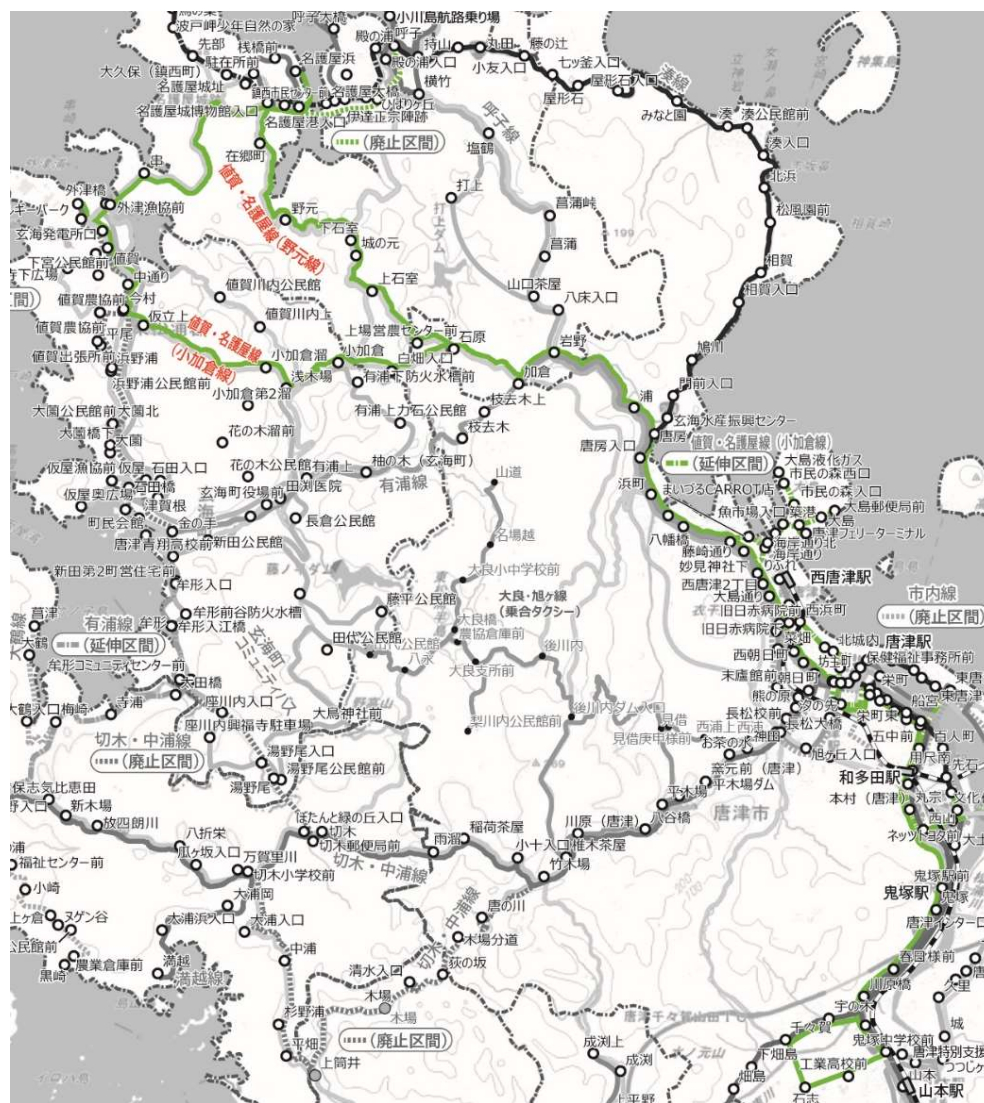
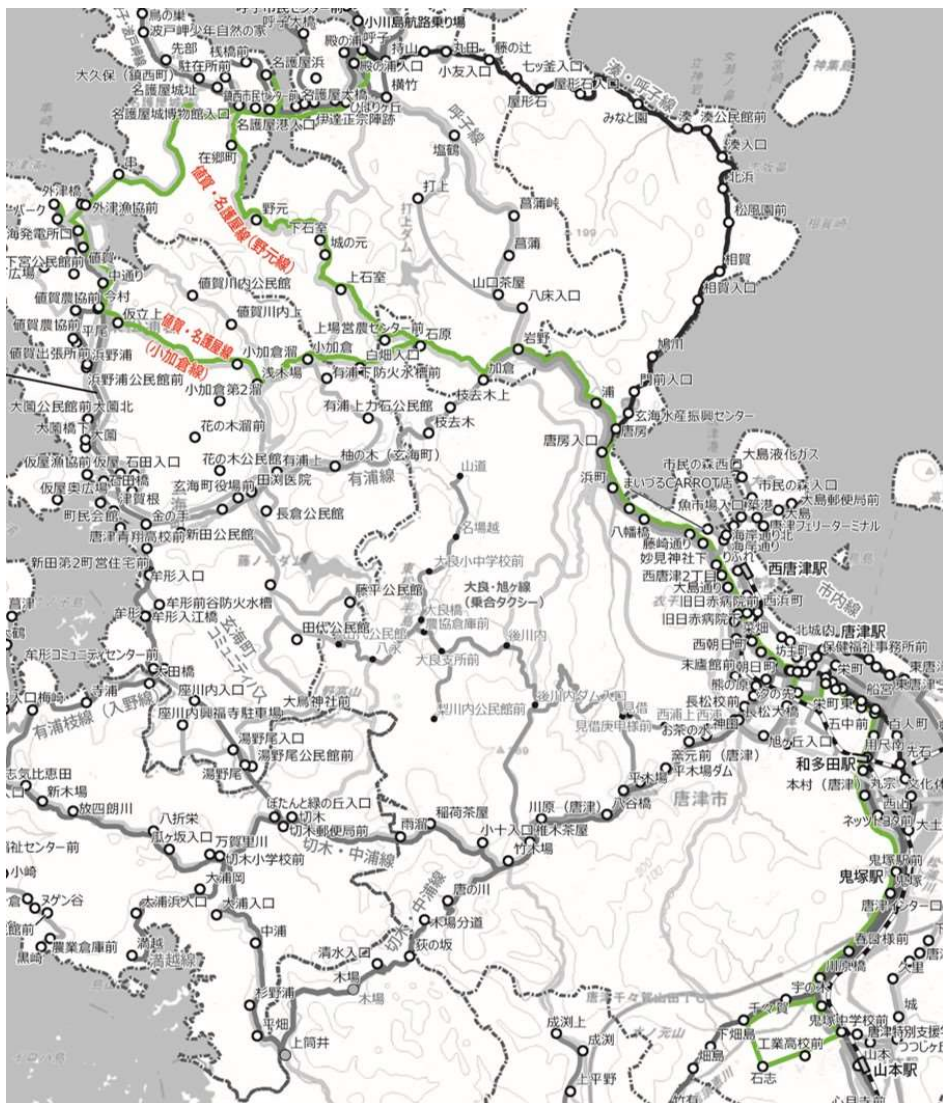
②値賀・名護屋線

◆運行ルート変更内容

②値賀・名護屋線 は、呼子～名護屋浜の区間での利用がほぼないため、区間廃止。
小加倉経由は市内線の廃止(次頁参照)の対応として、大島地区へ乗り入れ

■現状 (変更前)

■再編案 (変更後)





令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等

③市内線全線

◆運行ルート変更内容

③市内線全線は利用が少ないため、廃止（市内循環線は赤十字病院線直行便を除いて維持する方向で検討） ※大島地区は値賀・名護屋線（小加倉経由）を乗入れ

■現状（変更前）



■再編案（変更後）





令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等

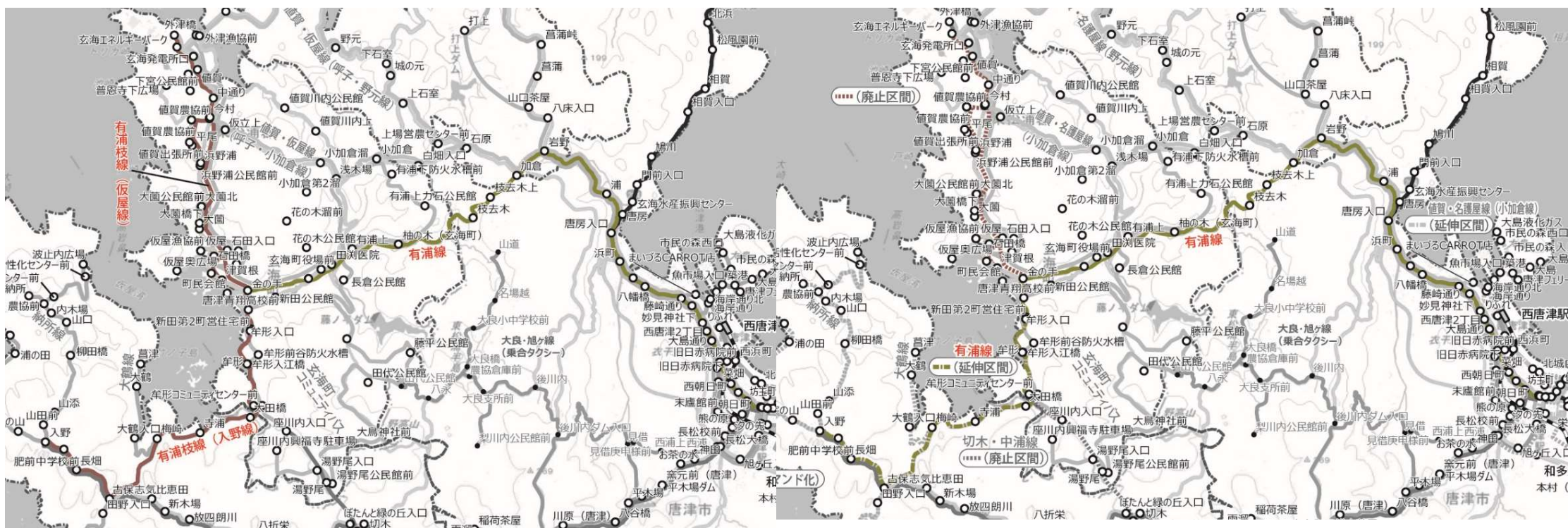
④有浦線（有浦枝線）

◆運行ルート変更内容

④有浦枝線（仮屋線）は、玄海エネルギーパーク～金の手の区間での利用が少なく、玄海町コミバスでも対応可能なため、廃止 ※大手口～入野を有浦線（金の手で分割していた2路線を統合）

■現状（変更前）

■再編案（変更後）





令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等

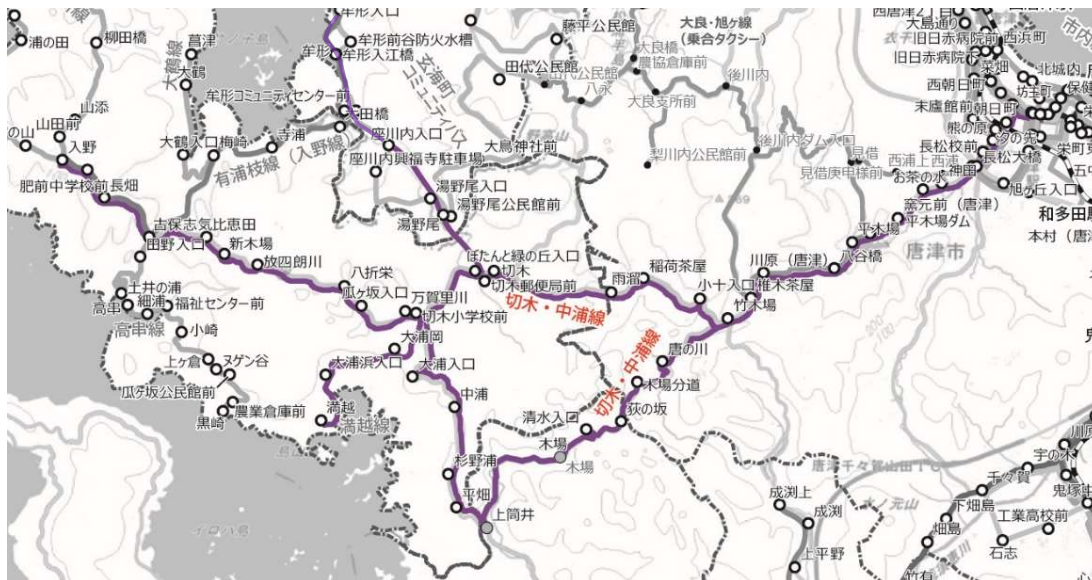
⑤切木・中浦線

◆運行ルート変更内容

⑤切木・中浦線は、座川内経由、中浦経由について、利用が少ないため廃止(切木経由を残す)

■現状(変更前)

■再編案(変更後)





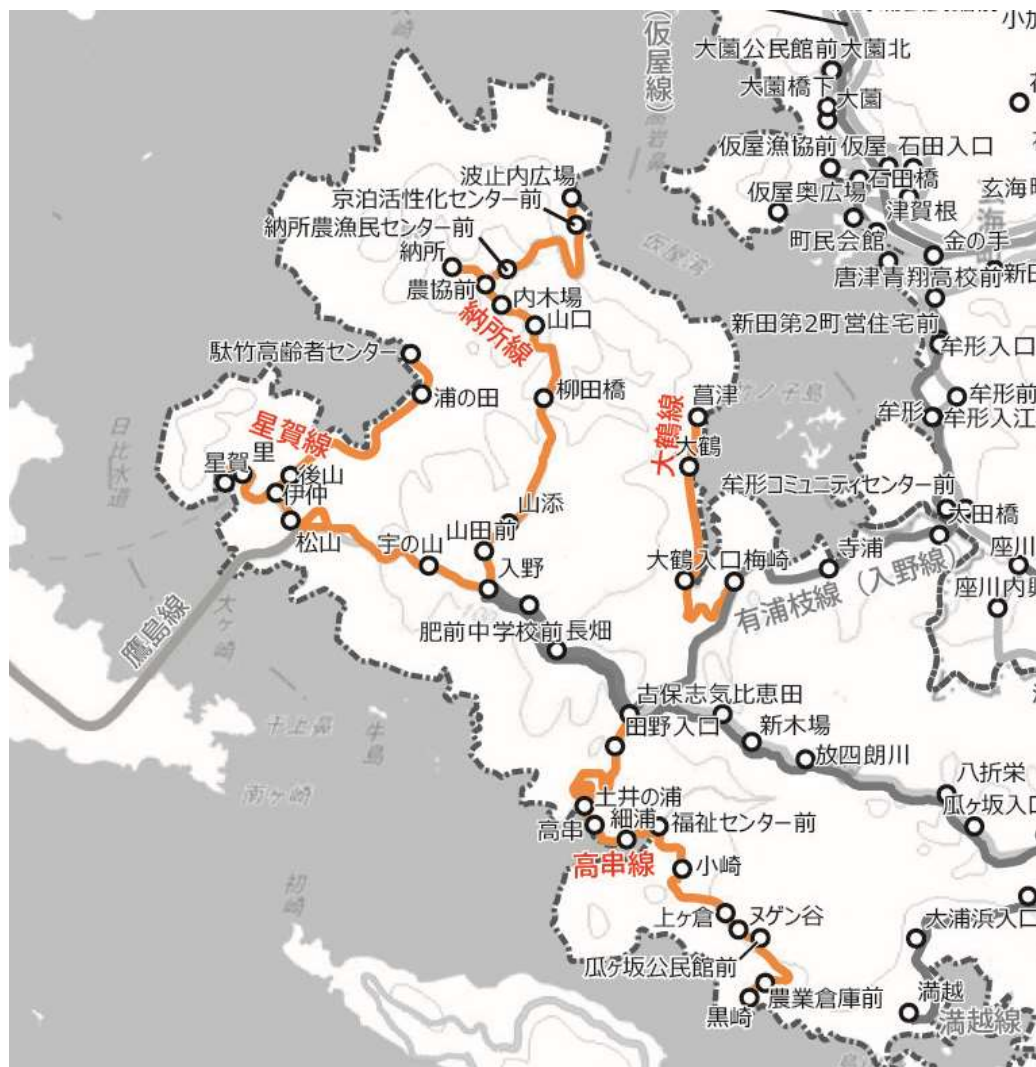
令和6年4月の再編案・運行ルートの変更等

⑥入野フィーダー4路線

◆運行ルート変更内容

⑥入野フィーダー4路線(高串・納所・星賀・大鶴)は、利用が少ないため、朝のみ定時定路線として残し、残りはオンデマンド化(予約型乗合タクシーへ移行)

■現状(変更前)



■再編案(変更後)

